

令和8年度 台東区こどもクラブ利用案内（4月1日用）

こどもクラブは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業です。令和8年4月から利用を希望する方は、下記のとおりにお申し込みください。（現在利用している方が引き続き利用を希望する場合も、申し込みが必要です。）

○こどもクラブ以外の放課後の過ごし方については、16～18ページをご覧ください。

○今年度より電子申請の受付を開始します。電子申請の留意事項は区ホームページよりご覧いただけます。

受付期間 **令和7年11月1日(土)から令和7年12月15日(月)まで** **締切厳守**

【注意】 就労証明書等の必要書類が添付されていない申請書や書類の記載事項に不備がある場合は受付できません。受付締切日までに、添付書類も揃っていることが必要です。余裕を持ってお申し込みください。（※書類不備の場合、書類が揃った時点での申請になります。）

※下記のいずれかの方法でお申し込みください。

申請方法	申請場所	受付時間
電子申請	 ◀ 申請フォームはこちら URL: https://logoform.jp/form/sQhE/684746	11/1(土)午前0時～12/15(月)午後11時59分 ※臨時でメンテナンスを行うため、申請できない時間が発生する場合があります。
書面申請	第1希望の各こどもクラブ(郵送不可) ※キッズクラブ柳橋を除く(下記参照)	月曜日～土曜日(祝日を除く) 午前9時30分～午後6時 ※民設民営こどもクラブ(14ページ No.25～28)は午前10時30分から受付。

◆書面申請の日曜受付を行います。各こどもクラブでは、日曜受付を実施しませんのでご注意ください。

日時 令和7年12月14日(日) 午前9時～午後5時

場所 台東区役所6階⑦番窓口（児童保育課放課後対策担当）

※「キッズクラブ柳橋(令和8年4月開設予定)」が第1希望の場合は、書面申請の受付場所は下記となります。

児童保育課放課後対策担当(台東区役所6階⑦番窓口)	月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ※水曜日は午後7時まで受付。
キッズクラブ蔵前(蔵前 3-1-11 フォレシティ蔵前 1 階)	月曜日～土曜日(祝日を除く) 午前10時30分～午後6時

○利用決定は先着順ではなく、利用審査を行います。なお、受入可能人数を超える申請があった場合は、定員に空きが出るまで待機になることがあります。

○上記の受付期間終了後も申請を受け付けます。ただし、期限内申請分の利用決定後、定員に空きがある場合に利用決定されます。

○特別な配慮を必要とする児童のお申し込みの場合、面談が必要となる可能性があるため、お早めにお申し込みください。

○医療的ケアを要する児童のお申し込みは、手続きの関係上、締切が11月28日(金)(締切厳守)、受付場所が台東区役所6階⑦番窓口(放課後対策担当)となります。なお、事前のご連絡(TEL5246—1235)をお願いします。

◎こどもクラブの開設予定(キッズクラブ柳橋)、移転予定(東泉・北上野・浅草橋こどもクラブ)を6ページに記載しています。

1. 利用の申し込みができる方

利用要件

台東区内に居住する小学生で、放課後に保育する保護者がいない児童が対象です。利用要件の「1.保護者の状況」と「2.児童の状況」の両方に該当する方が申し込みできます。令和8年4月1日時点で台東区に住所があることが必要です。

【利用要件】

1. 保護者の状況(下記のいずれかに該当)

- (1)保護者が概ね週3日(日曜日を除く)以上、かつ、日中6時間以上の就労または就学をしている方のうち、正午～午後6時までの間で4時間以上(1年生は3時間以上)の就労または就学をしている方。
※就労・就学時間に休憩時間を含みます。通勤時間は含みません。

- (2)看護、疾病、障害、出産等で保育することができない方。

※現在育児休業中で、令和8年4月から6月末までに職場復帰する予定がある方もお申し込みいただけます。

2. 児童の状況

学校登校日(月～金曜日)に、早帰り(午後5時前の退室)をしない利用が概ね週3日以上あること(病気の場合を除く)

2. 利用概要

利用期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

利用時間

	育成時間	延長育成時間
学校登校日	放課後～午後6時	午後6時～午後7時
学校休業日 (土曜日/春・夏・冬休み等)	午前8時～午後6時	午後6時～午後7時

※1年生は午後5時まで、2年生以上は午後6時まで一人帰りができます。それ以降の時間帯は保護者の方のお迎えが必要です。

※利用時間(延長利用含む)内の、塾や習い事等による途中外出はできませんので、ご注意ください。

延長育成について

全てのこどもクラブで、保護者のお迎えを前提に午後6時～午後7時の延長育成を実施しています。

申請できる方は、延長育成時間(午後6時～午後7時)に、就労により児童の世話をする方がいない世帯です。希望する方は、利用申請書のほかに延長育成利用申請書が必要です。

また、利用にあたっては、育成料(月額4,000円)のほかに延長育成料(月額1,000円)を別途負担してください。

(原則、産前産後休業中または育児休業中の延長育成の利用はできません。ただし、ご家庭や保護者の方の状況によって延長育成の利用が必要な場合は各クラブにご相談ください。)

休業日

日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

費用

育成料 月額 4,000 円(延長育成料は別途 月額 1,000 円)

おやつ代 月額 2,000 円(各こどもクラブで徴収)

※育成料は原則として口座振替により徴収します。引落予定日は毎月月末です。民設民営のこどもクラブは育成料の徴収方法が異なりますので、利用開始時にクラブよりお知らせします。なお、口座振替の手続きについては、利用決定後にお知らせしますので、必ずお手続きをお願いします。

※在籍中、育成料の未納が続く場合は、ご利用にあたっての相談をすることがありますので、必ずお支払いください。

※区民の方を対象に、下記のとおり減額や免除等の制度があります。(詳しくは利用決定時にお知らせします。)

	世帯の状況	育成料	おやつ代	申請時期
①	生活保護受給	免除	助成 (上限2,000円)	3月頃
②	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている			7月頃
③	住民税非課税			
④	就学援助受給	減額(5割)		
⑤	世帯で2人以上の児童がこどもクラブを利用	兄、姉分減額(5割)		

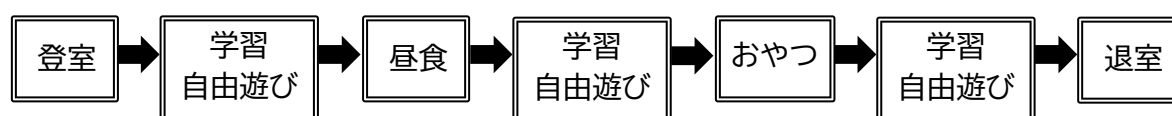
※上記④、⑤に重複して該当する場合でも、育成料の減額は5割までとなります。

■こどもクラブの一日の流れ■

学校登校日



学校休業日



※活動内容はこどもクラブによって異なります。具体的な内容については各こどもクラブにお問い合わせください。

3.申請について

令和8年度の利用申請より、パソコン、スマートフォン等による電子申請が可能となりました。

申請に必要な書類

各種申請書は区ホームページ「申請書ダウンロードサービス」からダウンロードできます。



また、各こどもクラブ、児童館、台東区教育委員会児童保育課でも配布しています。

▲申請書ダウンロード

台東区ホームページ <https://www.city.taito.lg.jp>

トップページ>メニュー>子育て・教育>保育・学童>学校・放課後>こどもクラブ(学童保育所)のご案内
>こどもクラブの利用申請について>利用申請書の配布場所>申請書ダウンロードサービス

- ・電子申請の場合、◆の書類は直接入力が可能です。ただし、添付書類は写真またはデータでの添付が必要となるため別途ご準備ください。
- ・書面申請の場合は該当する書類をすべてご提出ください。
- ・申請に必要な書類は、3か月以内に発行されたものが有効となります。

必要書類		対象者	添付書類		
1	◆利用申請書 (第1号様式) ※1	全員 (児童1人につき1枚)	手帳有の場合は、身体障害者手帳等の写し ひとり親に準ずる世帯の場合は、単身赴任者の就 労証明書または離婚調停中であることがわかる書 類		
2	◆延長育成利用申請書 (第6号の2様式)	延長育成を希望する場合	—		
3 ※ 2	就労証明書 (第2号様式)	就労・就労内定している場合 育児休業中で職場に復帰 する場合	変則就労の場合は、3か月分のシフト表(就労日、 就労時間がわかるもの)等の写し		
	◆申出書 (第3号様式)	病気により児童の保育が 困難な場合	医師の診断書(児童の保育が困難であることがわ かるもの) ※3		
		障害により児童の保育が 困難な場合	身体障害者手帳等の写し		
		就学中の場合	在学証明書または学生証の写し	+	時間割 表等
		出産の場合(出産月及び前後 2か月間利用可)	母子健康手帳の保護者氏名のページ及び分娩予 定日が記載されているページの写し		
		介護・看護等で児童の保育が 困難な場合	医師の診断書または身体障害者手帳等の写し		
4	◆児童調査票	求職中の場合 (2か月まで利用可)	申出書のその他欄に「求職中」と記入		
		全員 (児童1人につき1枚)	—		

- ※1 利用申請書は令和8年4月1日時点の状況をご記入ください。
- ※2 父母及び父母以外の同世帯の家族(令和8年4月1日現在20～70歳)1人につき1枚ご用意ください。(父母以外の同世帯の家族についての書類提出がない場合は審査時に減点となります。)

兄弟姉妹で書類による申請をする場合は、弟妹に書類を添付してください。兄姉への添付は不要です。利用申請書の備考欄に、「就労証明書は、弟(妹)〇〇に添付」等と記載してください。

【就労証明書について】

就労証明書は、事業者の方が作成してください。就労実態について不明な点は、事業者に問い合わせる場合があります。複数の就労先で就労されている場合は、全ての就労先の就労証明書を提出してください。

就労証明書は原則として、こどもクラブの申請様式を使用してください。申請様式の記載内容を満たしていれば、保育園の様式でも申請は可能です。ただし、追加の確認をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

- ※3 病気で診断書を提出する場合、「入院し、又は住居内において常時臥床の状態であること」がわかるもの、または、「週1回以上通院し、医師から安静に近い療養を指示されていること」等が記載されており、こどもクラブの利用が必要であることがわかるものを添付してください。

※台東区へ4月1日までに転入予定の方について

利用申請以降に台東区へ転入予定の方は、利用申請書に現住所及び転入先住所、転入予定日を明記してください。また、以下の書類を添付してください。

- ①台東区内への転入と住所が確認できる「住宅賃貸契約書」または「売買契約書」等の写し(金額については塗り消してもかまいません。)
- ②現在の住所が確認できるもの(運転免許証など)の写し
- ③ひとり親世帯の方は児童扶養手当証書やひとり親医療証、児童育成手当認定通知書等ひとり親世帯の確認ができる書類の写しいずれか1つ。これらの給付を受けていない場合は、世帯全員の続柄が記載された住民票の写し。

なお、4月1日までに台東区への転入が確認できない場合は、利用承認を取り消すことになります。



— MEMO —



4.申請にあたっての注意事項

- ・ 申請書の記載事項に不備がある場合は、訂正印または署名による訂正が必要です。書面申請の際は必要に応じて印鑑をお持ちください。(シャチハタ等のスタンプ印は使用できません。)
- ・ 郵送での申請受付はいたしません。電子申請またはこどもクラブへのご持参をお願いします。申請時点で遠方にお住まいの方等やむを得ない事情がある場合は、児童保育課までご相談ください。
- ・ 第1希望のこどもクラブが定員超過のため利用できない場合がありますので、第2希望、第3希望がある方はご記入ください。
- ・ 利用申請提出後に希望するこどもクラブを変更する場合は、受付期間内(12/15(月)まで)に変更届をご提出ください。※
受付締切後に希望のこどもクラブを変更した場合は、変更日が利用申請日となり、受付締切後に利用申請したことになります。変更先のこどもクラブの申込状況によっては、待機となる場合があります。
- ・ 利用申請の通勤時間については検索ソフトで確認し、所要時間が異なる場合には区が修正した内容で指数を算出する場合があります。
- ・ 利用申請後に申請をやめるときは、申請取下書をご提出ください。※
- ・ 3月31日までに区外へ転出した場合は、利用承認を取り消すことになります。

◆指定校変更により希望するこどもクラブを変更する方へ

入学する小学校の変更(指定校変更)により、希望するこどもクラブを変更する場合は、令和8年1月26日(月)までに児童保育課放課後対策担当(区役所6階⑦番窓口)へ直接変更届をご提出ください。ご持参が難しい方はご相談ください。記載の期限までに提出された指定校変更によるこどもクラブの変更のみ、受付締切内の変更として扱います。

※変更届、申請取下書は電子申請が可能です。下記2次元コードを読み込み、ご申請ください。



変更届



申請取下書

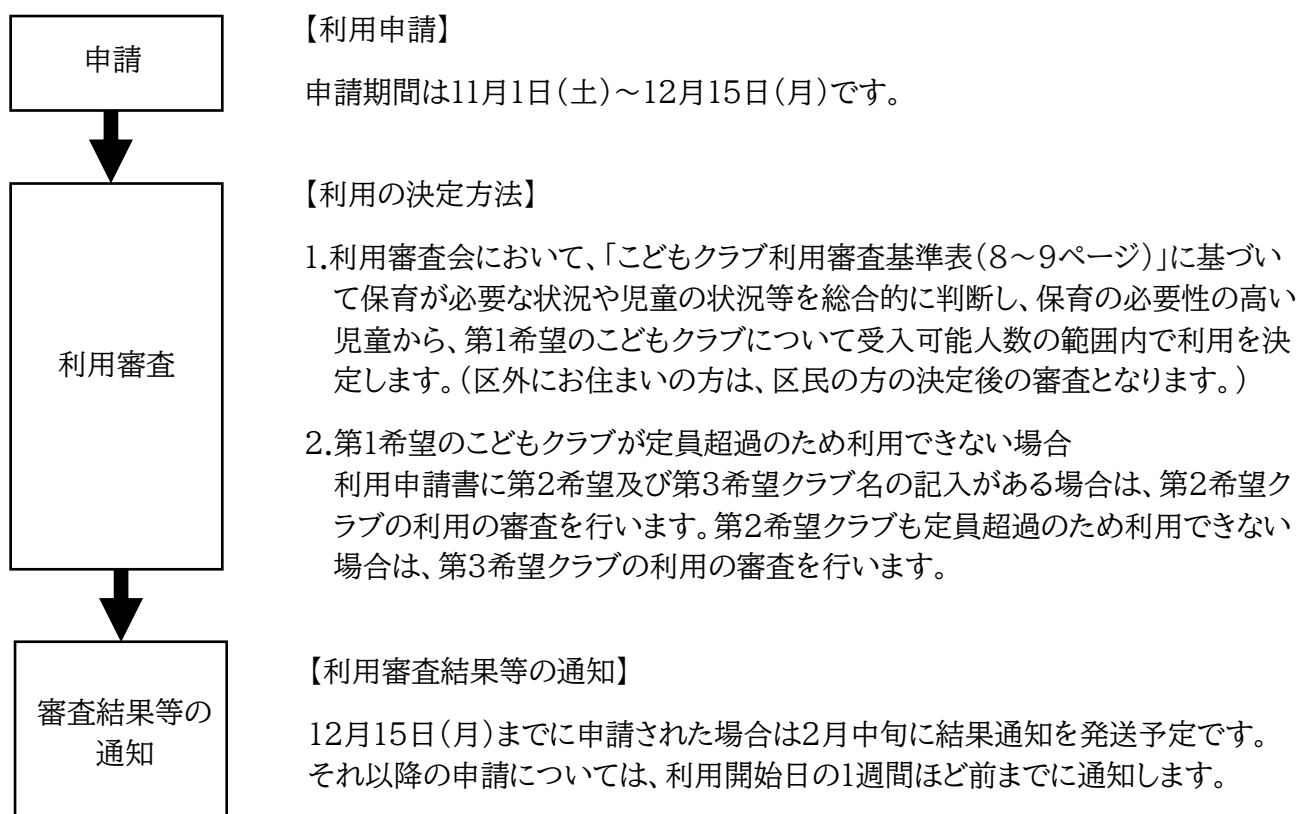
こどもクラブの開設予定(令和8年4月開設予定)

- ◇キッズクラブ柳橋(民設民営) 所在地:柳橋 2-21-9 (PRAIRIE SKY RESIDENCE 1 階)
キッズクラブ柳橋は、開設工事中のためお問い合わせや見学ができません。
お問い合わせは児童保育課までお願いします。

こどもクラブの移転予定等

- ◇東泉こどもクラブ : 令和8年4月から東泉小学校仮設校舎内に移転予定
- ◇北上野こどもクラブ : 令和8年8月から駒形中学校仮設校舎内に移転予定
- ◇浅草橋こどもクラブ : 令和9年4月から柳北スポーツプラザ内へ移転、定員減予定
なお、周辺地域での定員確保を予定しています。

5.利用決定までの流れ



①利用が決定した場合 ➡利用承認通知書をお送りします。

【利用の承認期間について】

原則として、利用承認期間は年度末(令和9年3月31日)を限度とし、就労証明書、申出書等により児童の保育が必要な状況であることが確認できる期間までとなります。※求職中の場合、承認期間は2か月間です。2か月以内に就労証明書等の提出があれば、利用承認期間を延長することができます。

【第2・3希望のクラブに決定した場合】

第2・3希望のクラブを利用しながら、第1希望クラブを引き続き希望する場合は、再度利用申請書の提出が必要となります。詳細については、利用承認通知書を送付する際にご案内します。

②待機になった場合 ➡利用待機通知書をお送りします。

待機となった場合は、希望のこどもクラブに欠員が出た時点で再度審査し利用の可否を決定します。当初の申請内容(住所、電話番号、就労先等)に変更があった際は、その都度必要書類をご提出ください。

(例) ・求職中だったが就労先が決まった。
・就労日数が増えた。就労時間が延びた。

決まった時点で「変更届+就労証明書」をご提出ください。再度審査する際に優先度が変わります。

※ご提出いただいた申請書類は当該年度中(1年間)有効です。待機中にこどもクラブの利用の必要がなくなった場合は「申請取下書」を提出してください。

【こどもクラブ利用審査基準表】

総合指数（基本指数+調整指数）をもとに利用審査を行い、利用の決定をします。

1. 基本指数

保 護 者 の 状 況				
児 童 の 保 育 に あ た れ な い 理 由				基本指数
居宅外勤務	日中6時間以上の就労	週5日以上 (月20日以上)	勤務終了後直ちに帰宅した時間が午後6時以降	10
			// 午後5時～午後6時前	9
			// 午後4時～午後5時前	8
		週4日 (月16～19日)	勤務終了後直ちに帰宅した時間が午後6時以降	9
			// 午後5時～午後6時前	8
			// 午後4時～午後5時前	7
		週3日 (月12～15日)	勤務終了後直ちに帰宅した時間が午後6時以降	8
			// 午後5時～午後6時前	7
			// 午後4時～午後5時前	6
居宅内勤務	日中6時間以上の就労	週5日以上 (月20日以上)	勤務終了時間が午後6時以降	9
			// 午後5時～午後6時前	8
			// 午後4時～午後5時前	7
		週4日 (月16～19日)	勤務終了時間が午後6時以降	8
			// 午後5時～午後6時前	7
			// 午後4時～午後5時前	6
		週3日 (月12～15日)	勤務終了時間が午後6時以降	7
			// 午後5時～午後6時前	6
			// 午後4時～午後5時前	5
	内職	内職を常態（週3日、1日6時間以上）		5
出産		出産月及び当該月の前後それぞれ2か月		8
疾病		入院		10
		常時病臥		9
		通院（一般療養）		5～7
障害		身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳 1～2級（度）		10
		身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳 3級（度）		8
		身体障害者手帳、愛の手帳 4級（度）		6
介護・看病	日数により居宅外勤務に準ずる	病院・施設等（日数に応じて）		6～10
		寝たきり高齢者、重度心身障害者		9
		自宅療養		5～7
就学・技能習得	居宅外勤務に準ずる	保護者が就学・技能習得等のため外出を常態としている場合		居宅外勤務に準ずる
ひとり親・不存在		ひとり親・不存在（死亡、別居、行方不明、単身赴任等）		10
その他	緊急時の対応	火災等による家屋の損傷で復旧までの間保育できない場合 保護者の事故等により保育できない場合		10
		求職中（原則として2か月）		5
特例		前各号に掲げるもののほか、明らかに保護に欠けると認められる場合		5～10

（注1）基本指数の算定は、保護者2人の指数を合算します。保護者が1人の場合は、1人の基本指数に「ひとり親・不存在」の10を加算します。

（注2）複数の事由に該当する場合は、そのうち指数の高い方を適用します。

（注3）「居宅外勤務」とは、日常的に自宅以外の事務所等で就労していることを指します。「居宅内勤務」とは、自宅と同一住所に事務所等があり、就労していることを指します。なお、同一ビル内や同一敷地内等の近隣の場合も「居宅内勤務」とします。

（注4）勤務日数には、日曜日は含みません。勤務時間数には、休憩時間を含みます。

（注5）時短勤務の場合でも所定の労働時間で指数を算出します。

（注6）疾病の「通院（一般療養）」とは、提出された医師の診断書に、「週1回以上通院し、医師から安静に近い療養を指示されていること」等が記載されており、こどもクラブの利用が必要である場合のことを指します。

2. 調整指数

1 同居の家族等の状況				
(1) ひとり親世帯・両親不存在				+ 2
ひとり親に準ずる世帯（離婚調停中で別居、単身赴任）※				+ 1
(2) 保護者の帰宅が午後3時～午後4時前（1年生のみ）				- 1
(3) 父母以外の同居者（20歳以上70歳以下）が就労、就学、療養等の状況になく、放課後保育にあたる場合				- 0.5
(4) 未就学児がいる世帯 0～3歳児 一人につき				+ 1
(5) 重複該当(就労中で疾病、障害、介護・看護、就学等に該当の場合)※				0～+ 2
2 児童の状況				
(1) 学年	1年生	+ 5	4年生	- 2
	2年生	+ 2	5年生	- 3
	3年生	- 1	6年生	- 4
	障害等のある3年生～6年生			0
(2) 児童の出席率		80%以上		+ 1
		70%～80%未満		0
		60%～70%未満		- 1
		50%～60%未満		- 2
		50%未満		- 3
(3) 週2日以上、定期的に早帰りをする場合				- 1
(4) 午後6～7時の延長保育を利用する場合				+ 0.5
3 育成料を正当な理由なく3か月以上滞納している場合（兄弟姉妹にかかる育成料を含む）				- 2
4 児童本人が身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合、または特別支援学校、特別支援学級に通っている場合※				+ 3
5 児童福祉等の観点から特別の配慮が必要と認められる場合、その他、上記に掲げる場合のほか、明らかに調整が必要と認められる場合				- 3～+ 3

(注1) 調整指数は重複で適用します。

(注2) ※印のある項目の加算には、証明書類の提出が必要です。（特別支援学校、特別支援学級に通っている場合を除く）

(注3) 重複該当の加点は対象者の基本指数が10を超えない範囲とします。

(注4) 「学年」は令和8年4月1日時点の学年で算出します。「障害等のある3年生～6年生」は、【調整指数】4に該当する児童をいいます。

(注5) 「児童の出席率」は令和7年4月から11月（月～土曜日）の出席率を使用します。令和7年度にこどもクラブに通っていない児童や新1年生については、加算又は減算はありません。

3. 指数が同一の場合の優先順位

総合指数が同一の場合、以下の優先項目等により総合的に判断します。

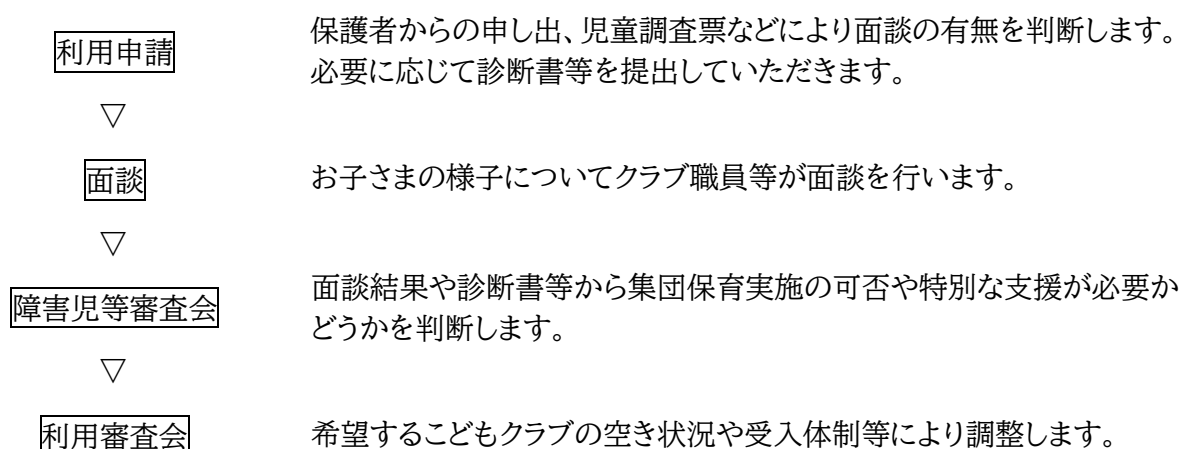
順位	項目
1	学年の低い児童
2	特別な配慮の必要性がある児童
3	ひとり親世帯、両親不存在
4	ひとり親に準ずる世帯（離婚調停中で別居、単身赴任）
5	保護者の就労状況（勤務地、勤務時間等）
6	多胎児
7	きょうだいで同一のクラブを申請している

6.障害のある児童・配慮を要する児童等の利用について

こどもクラブは集団保育が基本となりますので、特別な配慮が必要な場合には利用申請書にて必ずお知らせください。

【利用審査】

利用審査会のほか、「障害児等審査会」を行い、児童の障害の状況や配慮の必要度、施設の状況などを総合的に検討して、安全に集団生活が送れるかどうかを考慮のうえ、こどもクラブ利用の可否を決定します。利用申請受付後、面談を行い児童の状況についてお聞きするほか、保護者の方の同意を得たうえで関係機関(松が谷福祉会館、保育園等)に問い合わせをする場合があります。あらかじめご了承ください。心身に障害のあるお子様や、心身の発達状況から配慮を必要とするお子様の申し込みは次のような流れとなります。



【高学年障害児の保育について】

千束、池之端、谷中、松が谷、松葉、下谷、寿、寿第2、竜泉、北上野、金竜、蔵前、根岸こどもクラブでは、トイレ設備等の対応を行い、高学年障害児保育を実施しています。

<対象者・人数> 小学校5、6年生の軽度の障害児のうち、一定の施設・設備等が必要な児童。
(定員によって受入人数が異なります。)

【医療的ケアの必要なお子様の利用について】

日常的に医療的ケア(喀痰吸引、胃ろう等による経管栄養等)が必要で、集団生活が可能とされたお子様の受け入れを行っています。看護師を配置し、こどもクラブでの生活と同様の時間帯に保護者が日常的に行っている医療的ケアを実施します。申し込みの流れは上記【利用審査】と同様ですが、こどもクラブの利用要件のほか、次の①～③すべてを満たしていることが必要です。

- ①主治医によりこどもクラブでの集団生活が可能であると認められていること。
- ②医療的ケアが日常生活の一部として保護者及びお子様に定着しており、状態が安定していること。
- ③「医療的ケア児審査会」により、こどもクラブでの受入が可能であると判断されること。

通常の利用申請書類一式に加え、主治医の意見書等ご用意いただく書類があります。利用をご検討の方は、お早めに児童保育課(電話 5246-1235)にご相談のうえ、11月28日(金)までに申請してください。
受付場所は、台東区役所6階7番窓口(放課後対策担当)です。

【放課後等デイサービスについて】

児童福祉法に基づくサービスで、療育や訓練等が必要な児童に対して、児童通所施設にて日常生活の基本動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行います。学校の授業終了後や学校休業日に通う療育機能を備えた福祉サービスです。台東区内に17施設(令和7年10月現在)あります。申し込み先は松が谷福祉会館です。(電話:5246-9651)

※こどもクラブに在籍したまま、放課後等デイサービスの療育を利用することができます。放課後等デイサービスの利用により、週3日以上欠席をする場合は事前にこどもクラブにご相談ください。

7.その他

1. 申請内容(就労状況や家庭状況など)が変わり、利用要件を満たさなくなった場合には、利用承認を取り消します。
2. こどもクラブ育成料・延長育成料に未納がある方は、申請前に必ず未納分を納めてください。前年度や同世帯(兄弟姉妹関係含む)において未納がある場合、利用の内定が保留になることがあります。

8.こどもクラブ Q&A

Q 利用審査はどのようにするのですか。

A こどもクラブ利用審査基準(8～9 ページ)に基づき、審査を行います。保護者や児童の状況等を考慮し、総合的に判断し決定します。

Q 夏休みだけなどの短期間の利用はできますか。

A 長期休業日(夏休みなど)のみの一時的な保育は原則行っておりません。なお、入院・出産など特別な事情がある場合は、期間を区切って利用することができますので、ご相談ください。ただし、こどもクラブの定員に空きがある場合に限りです。

Q こどもクラブ育成時間中の途中外出はできますか。

A こどもクラブは、保護者が就労等で放課後に保育をすることができない家庭の児童の居場所であり、集団保育の中で、友達と遊ぶ力や自分で判断する力を育てる放課後児童健全育成事業です。こどもクラブから塾や習い事などに行き、またこどもクラブに戻るという途中外出については認めておりません。こどもクラブを早帰り、または欠席することになります。その際は、必ず事前にこどもクラブにご相談ください。

Q 習い事をしているのですが、早帰り(午後5時前の退室)はできますか。

A 週2日までは早帰りを認めています。こどもクラブは集団保育を行うため、学校登校日(月～金曜日)のうち、概ね週3日は早帰りをしないでこどもクラブを利用する児童を対象としています。

Q 保護者の就労のため、土曜日にこどもクラブを利用するのですが、土曜日を含む週3日利用でも申し込みできますか。

A 土曜日にこどもクラブを利用する場合、土曜日を含む週3日以上の利用があれば申請できます。ただし、学校登校日(月～金曜日)のうち2日以上は早帰りをしない利用が必要です。

Q お迎えは必要ですか。

A 1年生は午後5時以降、2年生以上は午後6時以降、保護者の方のお迎えが必要です。それぞれ決められた育成時間までに必ずお迎えをお願いします。

延長育成は、月ごとの申請が可能です。お迎えが午後6時を過ぎることがあらかじめわかっている場合は申請が必要となります。(原則、前月10日までに申請してください。)

代理の方のお迎えは、高校生以上に限ります。

Q 延長育成時間(午後6時～午後7時)におやつは出ますか。

A おやつの提供は原則通常の育成時間内(午後3時～午後4時)のみとなります。また、おやつの持ち帰りは禁止しています。

Q 土曜日や長期休みなど学校給食がない日の昼食はどうすればいいですか。

A 学校給食のない日は、お弁当をご用意ください。学校の給食献立表で給食の有無を確認し、お弁当を忘れることがないようご注意ください。ただし、長期休業日等については宅配弁当サービスが利用可能です。詳細は各こどもクラブにお問い合わせください。

Q 学級閉鎖の場合は、自分の子供が元気であれば、こどもクラブで保育してもらえますか。

A こどもクラブの利用はできません。感染拡大防止のために学級閉鎖をしていますので、ご自宅で過ごしていただきます。

Q 小学校内以外のこどもクラブに通いながら、放課後子供教室にも参加できますか。

A 参加できます。その際は、事前にこどもクラブに連絡してください。放課後子供教室参加のため、こどもクラブを欠席する場合、週2日までは欠席扱いにはなりません。ただし、学校登校日(月～金曜日)に概ね週3日は早帰りをしない利用が必要です。

Q 放課後等デイサービスに通いたいのですが、併用はできますか。

A 併用できます。放課後等デイサービス利用のためこどもクラブを欠席する場合は、週2日までは欠席扱いにはなりません。週3日以上欠席や途中外出をする場合は、事前にこどもクラブにご相談ください。

Q 現在育児休業中で、8月に職場へ復帰する予定ですが、いつから申し込みができますか。

A 保護者が育児休業中の場合、職場復帰する月の2か月前の1日から利用することができます。利用を希望する月の前月10日までに申請してください。8月に職場へ復帰する予定で、2か月前の6月1日から利用を希望する場合は、5月10日までに申し込み、5月下旬に結果が通知されます。定員に空きがあれば6月1日から利用可能です。

Q こどもクラブ在籍中に産前産後休業、育児休業に入った場合はいつまで利用できますか。

A 令和8年4月2日以降に産前産後休業、育児休業に入る場合は、就労証明書等の必要書類をこどもクラブに提出してください。令和9年3月末日まで利用が可能です。

Q 令和8年3月末までに産前産後休業に入った場合は、こどもクラブの利用はできますか。

A 出産を理由として、令和8年4月1日から利用できます。利用可能期間は出産月及び前後2か月間までです。

Q 派遣社員のため、就労証明書の期間が3か月のものしか提出できない場合、どうすればいいですか。

A 就労証明書の『No.14 満了後の更新有無』に更新予定の有無を記載し、更新後に新しい就労証明書または更新のわかる書類(労働条件通知書等)を提出してください。

Q 就職したばかりのため、変則就労ですが3か月分のシフト表が提出できない場合、どうすればいいですか。

A 提出可能な期間のシフト表を提出してください。就労内容の確認のため、後日追加でシフト表の提出をお願いする場合があります。

MEMO



台東区こどもクラブ一覧(令和8年4月)

各クラブの定員は変更になる場合があります。

○公設民営クラブ

◆…高学年障害児保育実施クラブ

No.	こどもクラブ	定員	所在地(併設施設名)	電話	委託事業者
1	千束◆	40	千束 3-20-6(千束児童館内)	3876-0380	事業団
2	東泉 ※1	50	三ノ輪 1-23-9(東泉小学校内)	3876-4214	セリオ
3	東浅草	60	東浅草 2-27-19(東浅草小学校内)	3874-4979	プロケア
4	浅草橋 ※2	145	浅草橋 5-1-35(旧柳北小学校内)	3863-0736	プロケア
5	竹町	60	台東 3-25-4	3839-1755	日本保育
6	池之端◆	50	池之端 2-3-3(池之端児童館内)	3827-7939	事業団
7	谷中◆	70	谷中 5-6-5(谷中児童館内)	3827-7936	事業団
8	松が谷◆	45	松が谷 4-15-11(松が谷児童館内)	3843-0858	事業団
9	松葉◆	95	松が谷 1-13-16(松葉小学校内)	3845-0209	日本保育
10	下谷◆	110	下谷 3-1-14(柏葉中学校内)	3871-0841	日本保育
11	浅草	40	花川戸 1-14-21(浅草小学校内)	3844-8565	セリオ
12	寿◆	64	寿 1-4-5(寿児童館3階)	3844-8629	事業団
13	寿第2◆	55	寿 1-4-5(寿児童館1階)	3844-8606	事業団
14	千束小学校	36	浅草 4-24-11(千束小学校内)	3873-5821	プロケア
15	竜泉◆	105	竜泉 2-10-2(竜泉福祉センター1階)	3871-6285	日本保育
16	富士	55	浅草 4-48-9(富士小学校内)	3875-5159	セリオ
17	北上野◆ ※3	50	北上野 2-15-6(駒形中学校内)	3843-9525	セリオ
18	田原	55	雷門 1-4-4(ネクストサイト浅草ビル1階)	5828-3552	プロケア
19	金竜◆	65	千束 1-9-14(金竜小学校敷地内)	3871-5311	プロケア
20	今戸	50	今戸 1-3-6(今戸児童館内)	5603-0151	事業団
21	石浜	80	清川 1-14-21(石浜小学校内)	3875-0551	セリオ
22	蔵前◆	80	蔵前 4-19-6(蔵前小学校内)	3851-1611	セリオ
23	根岸◆	50	根岸 3-9-2(根岸小学校敷地内)	3872-1120	日本保育
24	入谷	45	入谷 1-16-9	3875-3476	日本保育

○民設民営クラブ

基本的な運営内容等は公設のこどもクラブと同様です。

No.	こどもクラブ	定員	所在地(併設施設名)	電話	委託事業者
25	アスク浅草橋	40	浅草橋 3-26-3(アコルデ浅草橋2階)	5829-6210	日本保育
26	トレジャー☆キッズ クラブ元浅草校	50	元浅草 1-8-7(元浅草 SK ビル2階)	5830-3777	セリオ
27	キッズクラブ蔵前	40	蔵前 3-1-11 (フォレンジィ蔵前1階・地下1階)	5829-4422	三楽
28	リックキッズ 学童クラブ松が谷	34	松が谷 2-31-9(石黒ビル1階)	050-1742- 2381	リックキッズ
29	キッズクラブ柳橋 ※4	40	柳橋 2-21-9 (PRAIRIE SKY RESIDENCE1階)	(未定) ※ご不明点は 児童保育課まで	三楽

※1 大規模改修に伴い、令和8年4月から東泉小学校仮設校舎内に移転予定。

※2 令和9年4月から柳北スポーツプラザ内へ移転、定員減予定。なお周辺地域での定員確保を予定しています。

※3 大規模改修に伴い、令和8年8月から駒形中学校仮設校舎内に移転予定。

※4 令和8年4月開設予定です。キッズクラブ柳橋を第1希望とするお申し込みの場合、受付場所や受付時間が他の申請と異なります。詳細は利用案内1ページ目をご覧ください。

○各事業者の正式名称は以下の通りです。

事業団	社会福祉法人台東区社会福祉事業団	日本保育	株式会社日本保育サービス
セリオ	株式会社セリオ	三楽	特定非営利活動法人三楽
プロケア	株式会社プロケア	リックキッズ	リックキッズ株式会社

こどもクラブ 案内図



(参考)放課後子供教室のご利用について

放課後子供教室は、全ての児童を対象として、授業終了後そのまま学校に残り、学校施設を活用して安心・安全な居場所を確保し、学習やスポーツ、様々な体験・交流活動の機会を提供する事業です。夏休みなどの長期休業中も朝8時から実施していますので、お弁当を持参して1日過ごすことができます。令和8年4月は17校で実施します。

- ＜対象者＞ 実施している小学校に在籍する1～6年生の全児童
 ＜利用料＞ 無料 ※保険料(令和7年度は年間 800 円)の負担あり
 ＜実施日＞ 月～金曜日（土・日・祝日、年末年始、学校閉鎖期間(8月中旬)、振替休業日、学校運営に支障のある日を除く。）
 ＜実施時間＞ 学校登校日 放課後～午後4時45分
 長期休業日 午前8時～午後4時45分
 (1日利用はお弁当が必要です。おやつはありません。)

※実施日、時間は学校によって異なる場合があります。

※毎月、翌月のプログラムなどを記載したお便りを配布します。

実施校		
上野小学校放課後子供教室 ◆	黒門小学校放課後子供教室	富士小学校放課後子供教室
平成小学校放課後子供教室 ◆	大正小学校放課後子供教室	松葉小学校放課後子供教室
根岸小学校放課後子供教室	浅草小学校放課後子供教室 ◆	千束小学校放課後子供教室
東泉小学校放課後子供教室	台東育英小学校放課後子供教室	石浜小学校放課後子供教室
忍岡小学校放課後子供教室 ◆	蔵前小学校放課後子供教室	金竜小学校放課後子供教室
谷中小学校放課後子供教室 ◆	東浅草小学校放課後子供教室	

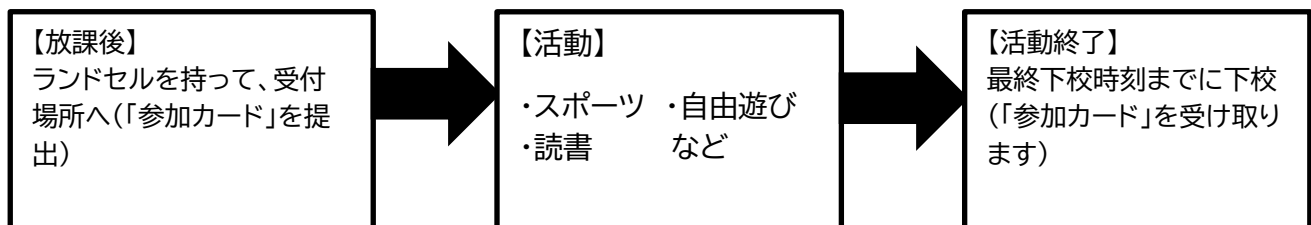
※上記の一覧に◆のついている学校は午後6時まで実施時間を延長しています(令和7年 10 月現在)。

＜申し込みについて＞

※下記は一例です。内容は実施小学校によって異なります。

- ・2月頃に利用案内と登録申込書を配布します。(新1年生は新入学説明会で配布します。)
- ・事前申込は2月～3月頃に行いますが、事業開始後の申し込みも可能です。
- ・申し込み時に登録申込書と保険料が必要です。
- ・申し込み後、「参加カード」を配布します。「参加カード」は利用時に必要となります。
- ・集団活動に配慮を要するお子様のご利用に関して、利用方法等を相談させていただくことがあります。

＜学校登校日の流れ(一例)＞



事業に関するお問合せ：台東区教育委員会児童保育課放課後対策担当（台東区役所 6 階⑦番窓口）
 電話：03-5246-1235

(参考)児童館のご利用について

台東区には児童館が8館あります。子供たちが放課後いったん帰宅してから来館し、自由に利用できる安心で安全な居場所です。お子様の放課後の過ごし方の一つとして、児童館はいかがでしょう。

児童館は、様々な遊びや体験を通して、子供たちの豊かな心を育む施設です。

○開館時間 午前9時30分から午後6時まで

○閉館日 日・祝日(5/5 除く)、年末年始(12/29～1/3)

○児童館一覧

児童館名	所在地	電話
千束児童館	千束 3-20-6	3874-1714
玉姫児童館	清川 2-22-13	3874-6571
台東児童館	台東 1-11-5	3832-8493
池之端児童館	池之端 2-3-3	3823-6644
松が谷児童館	松が谷 4-15-11	3841-6734
今戸児童館	今戸 1-3-6	3876-1656
寿児童館	寿 1-4-5	3844-8602
谷中児童館	谷中 5-6-5	3824-4043

児童館のランドセル来館事業について

保護者の就労や介護等で、放課後を児童のみで過ごすことが不安な小学生を対象とし、小学校から直接児童館に来館して、帰宅時間(最長午後6時)までの居場所を提供する事業です。利用は登録制で、利用料金は無料です。

※受け入れ定員は各日15名程度です。

※1年生が午後5時以降に帰宅する場合は、保護者のお迎えが必要です。

令和8年度の利用については、令和8年3月1日以降、各児童館に保護者の方が直接お申込みください。受付時間は午前10時から午後5時までです。



..... MEMO

(参考)台東区の放課後対策事業一覧

対象者や定員の有無、利用料、運営日、実施時間等に違いがあります。
ご家庭の事情やお子様の年齢等を踏まえ、放課後をどのように過ごすかご検討ください。
詳細については各パンフレット、または区のホームページでもご紹介しております。



▲区ホームページ

事業名		こどもクラブ (学童クラブ)	放課後子供教室	児童館の ランドセル来館	児童館
対象者		区内に居住する小学生で、放課後保育する保護者がいない児童	実施小学校に在籍している全児童	区立小学校に通学する、放課後に保護者が不在である児童	0歳～18歳までの児童
運営日		月～土曜日	月～金曜日	月～金曜日のうち、 学校登校日	月～土曜日
運営しない日		日・祝日 年末年始	土・日・祝日、年末年始 学校閉鎖期間(8月中旬) 振替休業日 学校運営に支障のある日等	土・日・祝日 年末年始 長期休業日	日・祝日(5/5除く) 年末年始
実施時間	学校登校日	放課後～18時 (延長19時まで)	放課後～16時45分 ※1	放課後～18時	放課後～18時 (開館は9時30分)
	学校休業日	8時～18時 (延長19時まで)	8時～16時45分 ※1	—	
放課後の流れ		学校から直接クラブに登室 ↓ 出欠確認 ↓ 学習 自由遊び 連絡帳や面談あり	学校内の実施場所に直接移動 ↓ 参加カードによる利用確認 ↓ 自由遊び、学校施設を利用した運動や学習プログラムなど	学校から直接児童館に来館 ↓ 利用児童の出欠確認 ↓ 自由遊び	帰宅後、児童館に来館 ↓ 自由遊び
昼食		お弁当持参 ※2	お弁当持参		
おやつ提供		あり	なし		
利用料		有料 (育成料、おやつ代、延長育成料)	無料 (傷害保険料の負担あり)	無料	無料
出欠確認		あり	なし	あり	なし
その他		定員あり 利用審査あり※3	定員なし 事前登録必要	定員あり (各日15名程度) 事前登録必要※4	定員なし
実施数 (令和8年4月予定)		29か所 (14ページ参照)	17校 (16ページ参照)	8か所 (17ページ参照)	

※1 学校により実施時間が異なる場合があります。上野、平成、忍岡、谷中、浅草小学校は18時まで実施します。
(令和7年10月現在)

※2 長期休業中のみ宅配弁当サービスの利用が可能です。

※3 申請書、保護者の就労・就学等の状況や児童の利用予定を確認します。

※4 保護者の就労・通院等の状況を確認します。

お問い合わせ ※ご不明な点は下記の担当までご連絡ください。

台東区教育委員会児童保育課放課後対策担当(台東区役所6階7番窓口)

所在地: 台東区東上野4-5-6 電話: 03-5246-1235